

## みえ森と緑の県民税（制度素案）について

平成 30 年 1 月 15 日  
三重県

## 1. 制度に関する基本的な考え方

## (1) みえ森と緑の県民税のしくみ

- ① みえ森と緑の県民税条例で定められている事項（2つの基本方針[「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」、徴税方法）
  - ・徴税方法については、徴税にかかるコストが低廉であり、制度開始時に各市町の税システムの改修を行っていることから、現行制度を踏襲することが適当と考えます。
  - ※税額は、次回の評価委員会で提示します。
- ② みえ森と緑の県民税基金条例で定められている事項（県による基金の設置）
  - ・「県民税均等割の超過課税方式」の場合、普通税であることから一般財源として扱うこととなります。超過課税相当分が森林づくりのために使われることを県民の皆様に対して明らかにする必要があることから、基金を造成し、積み立てることで既存財源と区分して用途を明確にすることが適当と考えます。
- ③ みえ森と緑の県民税評価委員会条例定められている事項（評価委員会の設置）
  - ・第三者による「みえ森と緑の県民税評価委員会」により、実施した事業について、毎年度評価検証を行ったうえ、必要に応じて事業の見直しを行い、結果を県民の皆様に対して公表することは、税の用途を明確にする点からも適当と考えます。
- ④ 2つの基本方針とそれに伴う5つの対策

## (2) 国が創設する「森林環境譲与税（仮称）」との関係

平成 31 年度の導入が予定されている「森林環境譲与税（仮称）」は、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に充当されることとなり、みえ森と緑の県民税と一体で活用することにより、対策が一層進むことが期待されます。

このことを踏まえ、みえ森と緑の県民税は森林環境譲与税（仮称）を考慮して配分することが適当と考えます。

## (3) 「三重の森林づくり基本計画」との関係

県では、森林を県民の共有財産と捉え、国、県、市町、事業者、森林所有者等及び県民一人ひとりが、それぞれの責任と役割に応じて互いに協働しながら豊かで健全な姿で次代に引き継いでいくため、平成 17 年に「三重の森林づくり条例」を制定し、それに基づくマスタープランとして「三重の森林づくり基本計画」を策定しています。

当基本計画は、平成 31 年度に向けて改定作業を行っているところであり、税を活用する事業についても、当基本計画に位置付けることが適当と考えます。

## (4) 税を活用した事業を行ううえでの 3 原則

【原則 1】「2つの基本方針と 5つの対策」に沿った内容であること。

【原則 2】新たな森林対策として実施する新規又はこれに準ずる取組であること。なお、税導入以前から取り組まれている事業の場合は、新たな視点を取り入れた対策とすること。

【原則3】直接的な財産形成を目的とする取組でないこと。

2. 「みえ森と緑の県民税」を活用した事業案

●：継続 ■：拡充 ▼：新規

(1) 基本方針①「災害に強い森林づくり」

① 対策1「(新たな名称) 森林づくり」

事業内容	想定される事業
①土石流の発生を予防し、被害を軽減する森林整備	■災害緩衝林整備事業〔実施箇所を崩壊土砂流出危険地区以外に拡大する〕 ■災害緩衝林整備事業実施箇所周辺の面的な森林整備 ●溪流沿いや河川沿いの倒木等の除去、枯損木の伐倒除去
②森林内の防災施設に堆積した土砂や流木の除去	■土砂・流木緊急除去事業〔実施箇所を崩壊土砂流出危険地区以外に拡大する〕 ▼県の事業で採択されない箇所における実施
③土砂や流木の被害を抑える森林づくりの基盤情報整備	▼森林の現状を的確に把握するための航空レーザー測量の実施 ▼所有者や境界が不明な森林における森林境界明確化
④森林の機能を維持するための獣害対策	▼獣害対策を支援する補助事業 ▼獣害対策（獣害防護柵の設置等）の実施
⑤（新たな名称）森林づくりに資する事業	●災害緩衝林整備事業の効果検証 ●その他、（新たな名称）森林づくりに資する取組

② 対策2「暮らしに身近な森林づくり」

事業内容	想定される事業
①荒廃した里山や竹林の再生	●荒廃した里山・竹林の整備 ●暮らしに身近な獣害緩衝林の整備 ▼伐採跡地への広葉樹植栽の支援
②集落周辺の森林整備	●公共施設周辺や人家裏、道路沿いの危険木の伐採等
③水源林等の公有林化	●水源林の公有林化 ▼防災・減災の観点から公的管理が望ましい森林の公有林化
④水源林の整備	▼広域的な特定水源地域における間伐等 ■特定水源地域における間伐等〔位置づけを明確にして取組を進める〕
⑤木質バイオマスの活用	●木質バイオマスとして活用するための林地残材の搬出〔木の駅プロジェクトなどの事業実態に合わせ「暮らしに身近な森林づくり」に位置づける〕
⑥海岸林の整備	●海岸林における森林病虫害の防除や被害木の伐倒 ●海岸林再生のための植樹
⑦暮らしに身近な森林づくりに資する事業	●放置され、公益的機能が低下した森林の整備 ●上記以外の森林病虫害の防除や被害木の伐倒 ●その他、暮らしに身近な森林づくりに資する取組

(2) 基本方針2「県民全体で森林を支える社会づくり」

① 対策3「森を育む人づくり」

事業内容	想定される事業
①森林環境教育推進体制づくり・森林づくり技術者の育成	●みえ森づくりサポートセンターの運営 ●地域の森林環境教育・木育指導者及び森林づくり技術者の育成
②学校等における森	●みえ森づくりサポートセンターによる市町の取組の支援

林環境教育・木育の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>●小中学校等における森林環境教育・木育の実施</li> <li>●小中学生等を対象とした森林や木、自然環境に関する講座等の開催</li> </ul>
③森林・林業の未来を担う人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>▼「みえ森林・林業アカデミー」の運営〔優れた林業経営能力や現場対応力などを備え、森林・林業全般を担う人材育成に取り組む〕</li> <li>▼地域における森林・林業全般を担う人材の育成</li> <li>▼高校生を対象とした林業職場体験</li> </ul>
④森林環境教育・木育が行える場の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>▼「みえ森林・林業アカデミー」設置に伴う施設の整備等</li> <li>▼既存施設のリニューアルによる、木育が体験できる場の整備</li> <li>●学校林の整備</li> <li>●森林や木、自然環境に関する図書の購入</li> </ul>
⑤県産材を活用した木製備品の小中学校等への配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>●保育所や児童館、小中学校等への木製遊具や机・イスの配備</li> </ul>
⑥森林とふれあう機会の創出	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「県民参加の植樹祭」の市町との共同開催</li> <li>●住民を対象とした森林や木、自然環境に関する講座等の実施</li> <li>▼都市住民と山村地域との交流の実施</li> </ul>
⑦森を育む人づくりに資する事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●森林や木、自然環境に関する啓発物品の作成や購入</li> <li>●木製遊具や玩具の開発</li> <li>●森林や木、自然環境に関する啓発物品の作成や購入</li> <li>●その他、森を育む人づくりに資する取組</li> </ul>

## ② 対策4「木の薫る空間づくり」

事業内容	想定される事業
①県産材を活用した公共建築物等の木造・木質化	<ul style="list-style-type: none"> <li>▼大規模集客施設等の木造・木質化の支援〔集客力の高い施設の木質化等を支援し、木材利用の普及啓発に取り組む〕</li> <li>●公共施設等の木造・木質化</li> <li>▼木質化されている公共施設等のリニューアル</li> </ul>
②公共施設等への木製備品の配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>▼大規模集客施設等の木製備品配備の支援〔集客力の高い施設の木質化等を支援し、木材利用の普及啓発に取り組む〕</li> <li>●公共施設等への木製備品の配備</li> <li>▼公共施設等に配備されている木製備品のリニューアル</li> </ul>
③木材利用の啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>▼災害に強い森林をつくり、将来にわたって引き継いでいくためには、木材を利用して森林を支える社会であることが重要であることの普及啓発〔木材利用の普及啓発に取り組む〕</li> <li>●新築の木造住宅を木材利用の啓発に活用することに対する支援〔木材利用の啓発のために木造住宅の建設を支援することを明確化する〕</li> </ul>
④木の薫る空間づくりに資する事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●その他、木の薫る空間づくりに資する取組</li> </ul>

## ③ 対策5「地域の身近な水や緑の環境づくり」

事業内容	想定される事業
①森林の総合利用のための整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>▼広域的に配置されている遊歩道等のリニューアル</li> <li>●森林公園や自然に親しむための公園、歩道などの整備</li> </ul>
②生物多様性の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>▼自然環境・生物多様性に係る情報収集、調査やデータベースの整備</li> <li>▼自然環境・生物多様性保全活動団体等への支援</li> <li>▼植物群落の保全や普及啓発</li> </ul>
③地域の身近な水や緑の環境づくりに資する事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>▼住民に身近な桜並木など、緑に親しむための散策道やトイレ等の整備</li> <li>●住民に身近な公園などへの草花や芝生、樹木の植栽による緑化</li> </ul>

### 3. 県と市町の役割分担等

#### (1) 年度ごとの事業実施の考え方

みえ森と緑の県民税導入から3年間は、「災害に強い森林づくり」のうち、対策1へ優先的に財源を配分し取組を進めてきた結果、所期の目標を達成することができたことから、今後は県と市町がそれぞれの役割に応じ、毎年度、概ね均等に事業を実施することが適当と考えます。

#### (2) 県と市町の役割分担の考え方

県と市町が、税を活用した事業の有効性、効率性、公益性をより一層高めていくために、それぞれの立場に合わせ、下記のとおり役割分担することが適当と考えます。

県	基本方針①のうち、対策1を継続して重点的に取り組むこととし、事業の実施による効果が広範囲にもたらされる対策や、県が実施することで効率化が図られる対策を担う。また、市町における事業構築に対する支援を行う。
市町	地域の実情に応じたきめ細かな対策や、住民との直接的な関係が見込まれる身近な対策を担う。

#### (3) 制度の見直し

森林づくりには多くの時間を要することから、一定の事業が展開され、効果の検証が必要であることを考慮し、おおむね5年ごと、または必要に応じ、みえ森と緑の県民税評価委員会により評価・検証を行い、制度を見直すことが適当と考えます。



## みえ森と緑の県民税の見直しについて

### 第4回評価委員会における委員からの主な意見

第4回評価委員会における、委員からの主な意見は次のとおりです。

- ・ 「国税と県民税を一体的に活用する」という考え方は良い。
- ・ 国税と県民税の事業に対して、一体的に評価を行うことも検討してはどうか。
- ・ 国税が導入されると、財源が有るから実施しようという、無駄な事業が増えるのではないかと懸念している。市町の事業に対する事前・事後のチェックをしっかりと行える体制づくりに力を入れてほしい。
- ・ 国税が導入されると、県と市町の事務的な負担が増えることが想定される。また、担い手のキャパシティにも懸念がある。
- ・ 森林境界の明確化は、全ての事業に関わる大事な部分であり、専門チームを作るなどして優先的に取り組んでほしい。
- ・ 必要なことを必要なだけ行うことが大事であり、国税の額や用途をふまえた県民税の税額・税率の検討も必要である。
- ・ 制度素案には、新たな取組として、高校生の林業職場体験研修が記載されているが、小中学生が林業に親しめるようなプログラムについても組み立ててほしい。
- ・ 制度素案において、県の役割に「市町に対する事業構築の支援」を明記したことは評価できる。
- ・ 県民税の効果をより多くの方に認識してもらうため、多くの人に関わる場所に重点を置いて取り組んでほしい。

## 森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)の創設

パリ協定の枠組みの下におけるわが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るための地方財源を安定的に確保する観点から、次期通常国会における森林関連法令の見直しを踏まえ、平成31年度税制改正において、森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)を創設。

### <基本的な枠組み>

- ・ 森林環境税(仮称)は国税とし、都市・地方を通じて、国民一人一人が等しく負担を分かち合っ、国民皆で森林を支える仕組みとして、個人住民税均等割の枠組みを活用し、市町村が個人住民税均等割と併せて賦課徴収。
- ・ 森林環境税(仮称)は、地方の固有財源として、その全額を、譲与税特別会計に直入した上で、市町村及び都道府県に対して、森林環境譲与税(仮称)として譲与。森林環境譲与税(仮称)については、法令上用途を定め、市町村が行う間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用並びに都道府県が行う市町村による森林整備に対する支援等に関する費用に充てなければならないものとする。

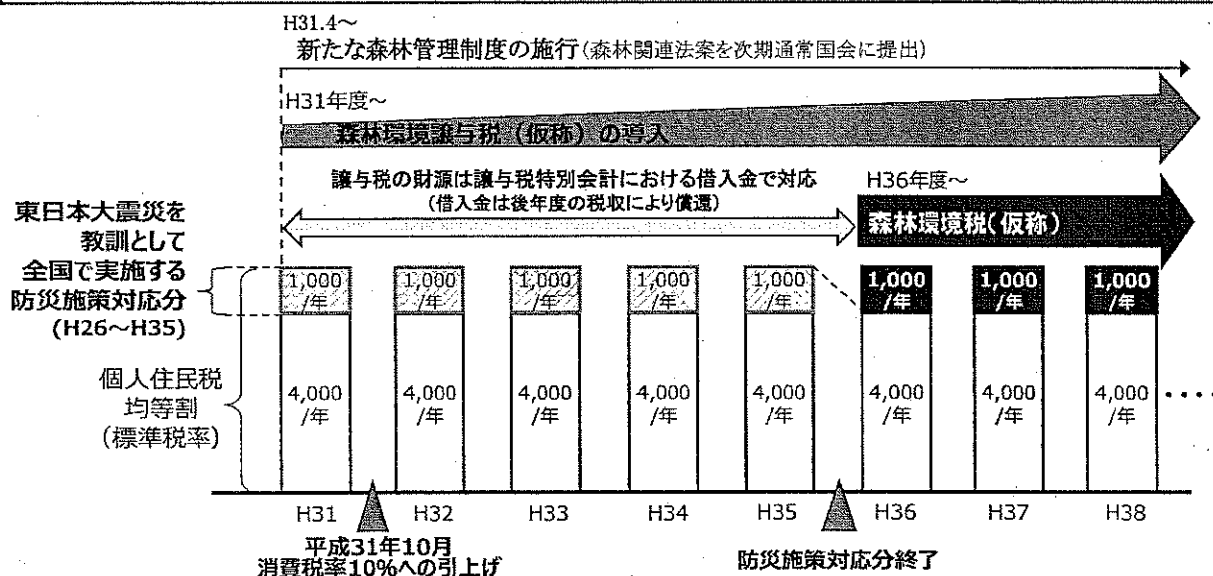
### <時期及び規模等>

- ・ 森林環境税(仮称)については、消費税率10%への引上げが平成31年10月に予定されていることや、東日本大震災を教訓として各地方公共団体が行う防災施策に係る財源確保のための住民税均等割の税率の引上げが平成35年度まで行われていること等を考慮し、平成36年度から課税。税率は、新たな森林管理制度の施行後において追加的に必要となる事業量や国民の負担感等を勘案し、年額1,000円とする。
- ・ 一方で、森林現場における諸課題にはできる限り早期に対応する必要があり、新たな森林管理制度の施行とあわせ、森林環境譲与税(仮称)の譲与は、平成31年度から行う。
- ・ 平成35年度までの間における譲与財源は、後年度における森林環境税(仮称)の税収を先行して充てるという考え方の下、暫定的に譲与税特別会計における借入により対応。市町村の体制整備の進捗に伴い、徐々に増加するように譲与額を設定しつつ、借入金は、後年度の森林環境税(仮称)の税収の一部をもって確実に償還。

## 森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)のフレーム

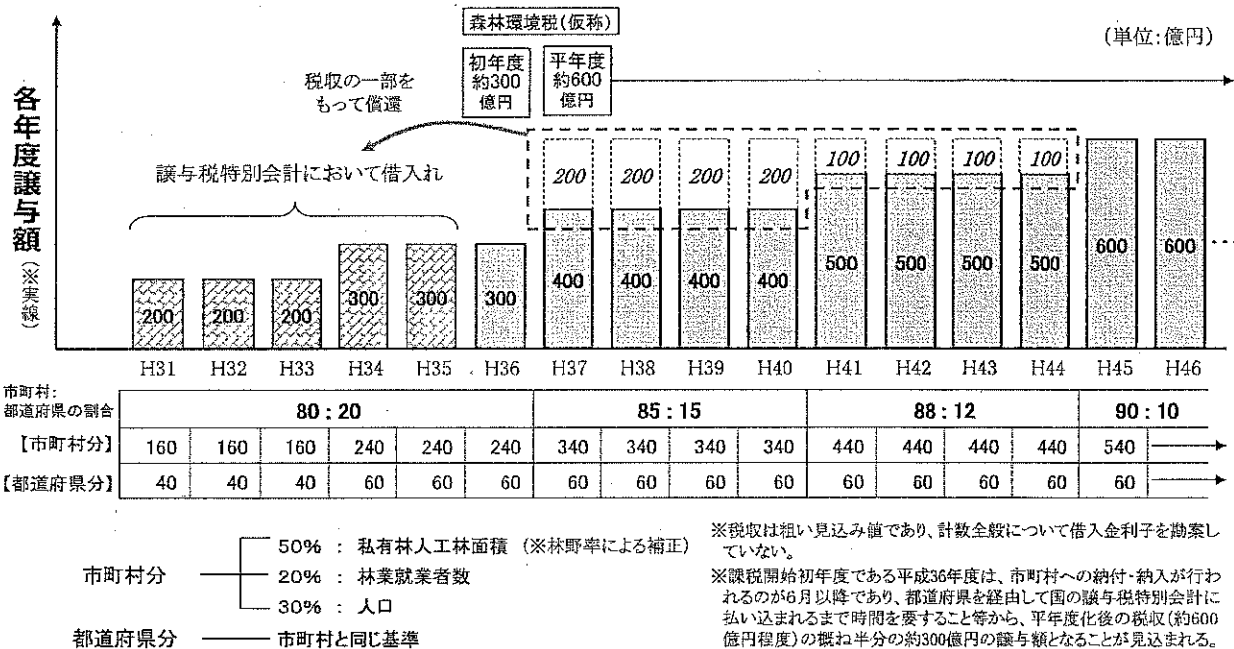
- 平成36年度から森林環境税(仮称)の課税を開始し、国民の負担増を伴わずに、森林整備等に要する財源を確保。
- 一方で、新たな森林管理制度の施行とあわせ、森林環境譲与税(仮称)は、平成31年度から譲与。
- 平成35年度までの間における譲与財源は、後年度における森林環境税(仮称)の税収を先行して充てるという考え方の下、暫定的に譲与税特別会計における借入れにより対応。借入金は、後年度の森林環境税(仮称)の税収の一部をもって確実に償還。

※次期通常国会における森林関連法令の見直しを踏まえ、森林環境税(仮称)の創設を含め、以上の内容を一体として法案化し、平成31年通常国会に提出。



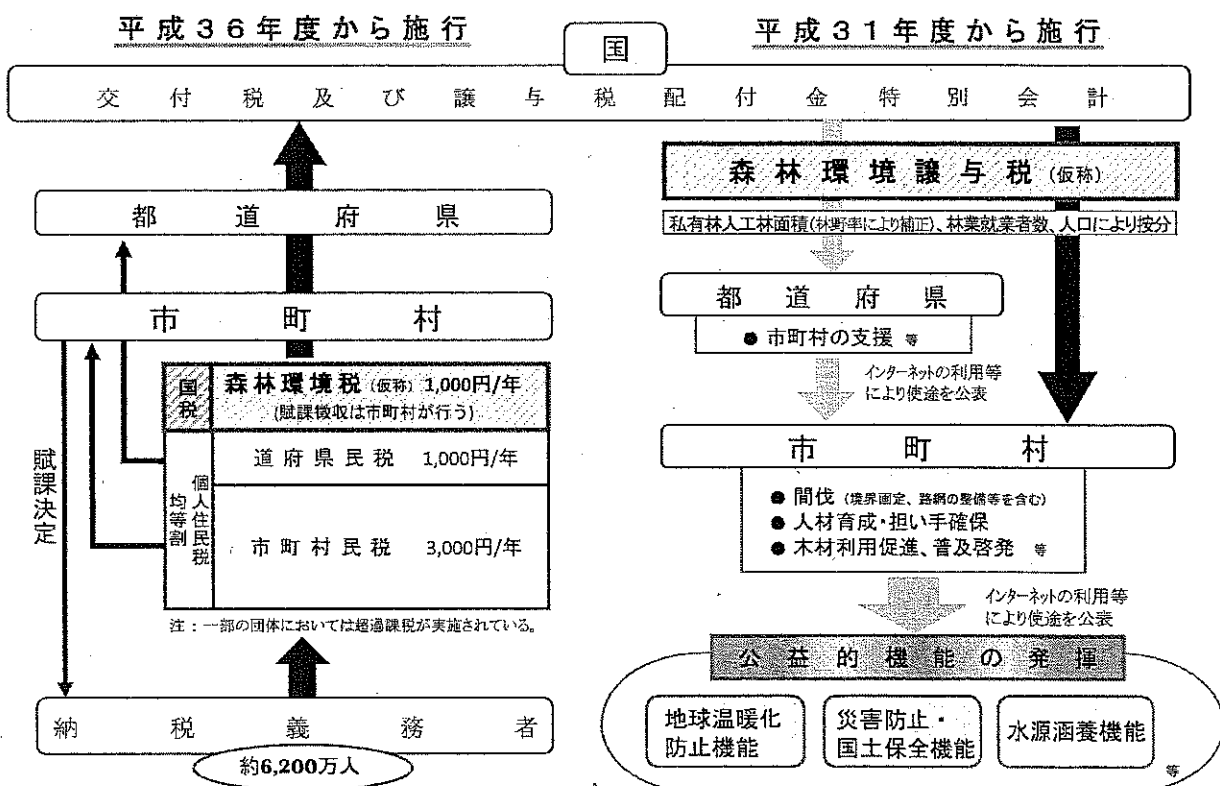
## 森林環境譲与税(仮称)の各年度の譲与額と市町村及び都道府県に対する譲与割合及び基準

- 市町村の体制整備の進捗に伴い、譲与額が徐々に増加するように借入額及び償還額を設定。
- 森林整備を実施する市町村の支援等を行う役割に鑑み、都道府県に対して総額の1割を譲与。  
(制度創設当初は、市町村の支援等を行う都道府県の役割が大きいと想定されることから、譲与割合を2割とし、段階的に1割に移行。)
- 用途の対象となる費用と相関の高い客観的な指標を譲与基準として設定。



## 森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)の制度設計イメージ

森林整備等のために必要な費用を、国民一人一人が広く等しく負担を分任して森林を支える仕組み





国立公園  
満喫プロ  
ジェクト  
選定

ステップ  
アップ  
プログラム  
策定

【コンセプト】  
悠久の歴史  
を刻む伊勢  
神宮  
人々の営み  
と自然が織  
りなす里山  
里海

## ◆ナショナル パーク化 キャラバン

地域住民が、国立公園に指定された市町に住んでいることに意義と誇りを持つことを目的として開催



## ◆インスタグラムの 開設

伊勢志摩国立公園の認知度を高めるためSNSによる情報発信を開始



## 機運醸成と人材育成

地域住民に対する普及啓発活動や、地域リーダー育成セミナーの開催

### ◆山の日自然探検教室



### ◆植樹祭エコツアー



### ◆指定71周年イベント



## 海外へのプロモーション

観光局等と連携して、伊勢志摩国立公園の魅力を国内外へ発信

### ◆ファムトリップの開催



### ◆ツーリズムEXPOジャパン



### ◆インスタミート@伊勢志摩国立公園



## エコツーリズムの推進

豊かな地域資源を保全・活用しながら観光の振興に寄与するため、伊勢志摩国立公園エコツーリズム推進協議会を設立

- ◆エコツーリズム推進セミナーの開催
- ◆エコツーリズム推進協議会準備会の開催
- ◆エコツーリズム推進協議会理念部会の開催



## 優れた景観の保全

世界水準のナショナルパークにふさわしい景観の形成に向けた取組を実施  
◆県・市町合同勉強会の開催

## 快適な利用環境の整備

外国人利用者の利便性を高めるため、施設整備を実施

- ◆ビューポイントにおける施設整備  
(神島、安乗埼灯台、鶺倉園地等)



世界水準のナショナルパーク

【数値目標】訪日外国人利用者数

33,000人  
(H27)

61,000人  
(H28)

100,000人  
(H32)



# 三重県真珠振興計画(案)の概要

## 第1 真珠産業や真珠に係る宝飾文化の振興の意義及び基本的な方向に関する事項

- 本県における真珠産業及び真珠に係る宝飾文化の振興について、今後10年を見通した長期的な視点から計画を策定します。
- 真珠の生産、加工、流通及び輸出の各段階における施策を定めます。
- 施策の推進にあたっては、産学官、また真珠産業連携強化協議会(全国協議会)、三重県真珠振興協議会とも連携を図ります。

## 第2 真珠の需要の長期見通しに即した生産目標に関する事項

現状値 (2014年)	⇒	目標値 (2027年)
生産額:25億円		生産額:37億円

本計画においては、国が定めている今後の真珠の需要見通し等により見込まれる真珠生産額の増加率と同等の増加率を達成することをめざし、計画に基づき講ぜられる施策の効果もふまえ、2027年の生産目標値を定めました。



## 第3 真珠産業の振興のための施策に関する事項

\* 計画について、県内ののべ134名の養殖業者、加工・流通業者等と意見交換しました。

### 1 生産者の経営の安定

#### (1) 真珠生産基盤の整備等

真珠・真珠母貝養殖業者が行う経営改善、生産コスト削減及び労働効率の改善に資する生産基盤の整備や漁業収入安定対策並びに資金の融通等を推進します。

#### (2) 災害による損失の合理的な補償

生産金額の減少による損失等を補償する漁業共済への加入等を推進します。

### 2 生産性及び品質向上の促進

真珠及び真珠母貝の歩留り・品質向上の実証、日本固有のアカヤガイの安定生産に資する取組を推進します。また、技術情報の交換を進め、真珠母貝等の特性に応じた生産手法や知識の共有のための取組を推進します。



### 3 漁場の調査等

真珠生産のリスク要因となる有害赤潮等による被害防止を図るため、予察技術の高度化を進め、迅速な情報提供を推進します。

### 4 漁場の維持又は改善

健全な真珠養殖漁場を維持するため、ヘドロの浚渫や藻場造成等の取組を推進します。



### 5 加工及び流通の高度化

本県で生産及び加工される真珠について、国内外において、その高い品質に係る認知度を高めるよう取り組みます。また、全国的な連携のもとで、品質表示に係る共通基準の策定並びに産地・生産加工履歴等の情報の収集及び整備、浜揚げ入札会の効率的かつ効果的な運営を促進します。

### 6 輸出の促進

真珠の輸出拡大を図るため、オールジャパン体制で国が推進する国際的な真珠集積地及び輸出拠点としての機能強化に向けた施策(真珠産業及び真珠に係る宝飾文化に関する情報の発信等)に協力します。

### 7 研究開発の推進等

本県の真珠産業の未来を見据え、国、事業者、大学等との連携による研究開発を推進し、真珠の生産性及び品質の向上等を図ります。また、真珠養殖産地間の連携による技術情報の共有を促進します。



### 8 人材の育成及び確保

挿核技術などの重要技術や知見が地域で伝承されるよう、人材育成を図ります。特に、本県の真珠生産の特徴である厘珠の生産技術が伝承されるよう取組を進めます。また、地域内における後継者や作業従事者の育成・確保及び他地域からの新規着業の促進に努めます。

## 第4 真珠に係る宝飾文化の振興のための施策に関する事項

真珠が国民生活に浸透していることや心豊かな生活の実現に重要であるとの認識を深めるため、真珠に係る宝飾文化の一つである冠婚葬祭や真珠婚式、東京オリ・パラ等公式な式典等における真珠の利用促進に努めます。

また、ブランド価値の高い日本産真珠の、優れた生産・加工技術について、国内外への情報発信の機能強化に努めます。

## 第5 真珠の需要増進のための施策に関する事項

真珠の需要増進のため、真珠産業の各団体が連携して行うPR活動や品評会等の開催、三重ブランド等を活用したブランド力の強化のための取組を促進します。

また、真珠生産地域への国内外からの誘客拡大等に向けた異業種(観光業界等)との連携等を促進します。



伊勢志摩サミットで使われたラペルピン

\* 計画の事項及び施策については、国の基本方針に即して定めています。



## 三重県真珠振興計画（案）

この振興計画は、真珠の振興に関する法律（平成28年6月7日公布・施行）第3条第1項の規定に基づき、真珠産業及び真珠に係る宝飾文化の振興に関する基本方針（平成29年6月1日策定）（以下「基本方針」という。）に即し、真珠産業及び真珠に係る宝飾文化の振興の意義及び基本的な方向に関する事項、真珠産業の振興のための施策に関する事項、真珠に関する宝飾文化の振興のための施策に関する事項並びに真珠の需要増進のための施策に関する事項について定めるものです。

### 第1 真珠産業及び真珠に係る宝飾文化の振興の意義及び基本的な方向に関する事項

#### 1 三重県の真珠産業を巡る状況

三重県は、現在使用されている真珠養殖技術が確立された地であり、世界に広がるその技術の発祥の地です。

本県における真珠養殖業は、平成27年の生産額が34億円と、全国生産額の20.8%を占め、都道府県別で全国3位、県内の海面養殖生産額の17%を占めています。

県内には、多くの真珠養殖業者及び真珠の加工、流通、販売等に係る事業者が存在し、平成25年の真珠養殖業の経営体数は315経営体と都道府県別で全国1位であり、真珠産業は重要な地場産業となっているだけでなく、海面に浮かぶ真珠養殖筏等の景観が地域観光の魅力形成にも貢献しています。

また、国内の真珠生産量全体のうち1.6%しか生産されていない非常に貴重な真珠である厘珠（5mm未満の極小サイズの真珠）は、全国生産量の99.6%が三重県において生産されています。

しかしながら、本県の真珠産業を取り巻く環境は、厳しい状況にあり、感染性疾患や有害赤潮の発生等による生産性や真珠品質の低下が課題となっています。

また、本県の真珠養殖業は、他県と比べて1経営体あたりの生産量が他の主要な真珠生産県と比べて少なく、零細な個人経営体が多い状況にあります。

さらに、真珠の加工・流通業においては、世界経済の変動の影響による市場価格の不安定さ、南洋真珠や淡水真珠などの外国産真珠との国際競争の激化などが課題となっています。

## 2 三重県の真珠に係る宝飾文化を巡る状況

わが国においては、真珠は国民になじみの深い宝石であり、冠婚葬祭の場や日常生活で利用されるなど、国民の生活に深く浸透し、国民の心豊かな生活の実現に重要な役割を担っています。

本県は、古くから真珠の加工、流通、販売業が発展してきた歴史的背景から、全国規模の真珠の入札会や品評会の開催、祭事の開催、伊勢神宮への真珠の奉納、観光拠点となる施設での観光客等への文化の発信、多くの真珠販売店の存在など、真珠に係る宝飾文化の形成や継承において重要な役割を果たしています。

平成28年5月に開催された伊勢志摩サミットにおいては、本県の真珠養殖業者及び真珠の加工、流通、販売等に係る事業者らの連携した三重県真珠振興協議会の取組により、英虞湾産の厘珠を使ったラペルピンが日本を代表する宝飾品として各国首脳らに贈呈され、「真珠は自然と人との共生のシンボル」とのメッセージが国内外に向けて広く情報発信されました。

また、平成29年3月には、鳥羽・志摩地域の海女漁業と真珠養殖業が、将来に受け継がれるべき伝統的な農林水産業システムとして日本農業遺産に認定されました。この中で、システムの構成要素の一つとして真珠に係る文化的側面が高く評価されています。

このように本県は、真珠に係る宝飾文化の継承について、歴史的背景から重要な役割を果たしているのみならず、真珠産業に係る事業者らの連携による先進的な取組が進められています。

## 3 真珠産業及び真珠に係る宝飾文化の振興の基本的な方向

このような状況をふまえ、今後10年を見通した長期的な視点から振興計画を策定し、生産者の経営の安定、生産性及び品質向上の促進、漁場の調査、漁場の維持又は改善、加工及び流通の高度化、輸出の促進、研究開発の推進、人材の育成及び確保、真珠に係る宝飾文化の発信、真珠の需要増進のためのPR等の取組を進めます。これら取組の推進にあたっては、国、県、市町、事業者、大学等が相互に連携を図るほか、基本方針に基づき平成29年8月に設立された真珠産業連携強化協議会（全国協議会）や三重県真珠振興協議会とも連携を図ります。

これにより、本県における真珠産業及び真珠に係る宝飾文化の振興のみならず、わが国の真珠の生産、加工、流通及び輸出の拠点としての国際競争力を高め、本県及びわが国における真珠産業の発展をめざします。

## 第2 真珠の需要の長期見通しに即した生産目標に関する事項

### 1 真珠の需要の長期見通し

基本方針においては、近年の国際的な需要やそれをふまえた生産動向を勘案し、平成39年の世界における海産真珠の生産額が560億円（平成26年生産額：400億円）になると見込まれています。

### 2 真珠の生産目標値

基本方針では、わが国における平成26年の真珠養殖業の生産額が136億円であり、今後の真珠の需要の長期見通し及び法に基づき講ぜられる施策の効果をふまえ、平成39年（2027年）の生産目標を200億円と定めています。

本計画においては、基本方針に定められた国の生産額の増加率にあわせて本県も同等の増加率を達成することをめざし、平成39年の生産目標を37億円（平成26年生産額：約25億円）とします。

### 3 その他

真珠の需要の長期見通しに即した生産量の目標の進捗を把握するため、必要な情報収集及び解析に取り組むことに努めます。

## 第3 真珠産業の振興のための施策に関する事項

### 1 生産者の経営の安定

#### (1) 真珠生産基盤の整備等

真珠生産者の経営安定を図るため、真珠養殖業者や真珠母貝養殖業者が行う経営改善、生産コストの削減及び共同利用施設の導入や真珠養殖業者及び真珠母貝養殖業者のグループ化による労働効率の改善に資する生産基盤の整備等を推進します。また、持続的養殖生産確保法（平成十一年法律第五十一号）に基づき漁業協同組合等が作成する漁場改善計画において定める適正養殖可能数量を遵守する真珠養殖業者及び真珠母貝養殖業者の漁業収入の安定を図るための漁業収入安定対策並びに施設整備及び生産資材の調達のための資金の融通を推進します。

#### (2) 災害による損失の合理的な補償

一年貝及び二年貝の真珠母貝の死亡、流失及び不作、単価安、自然災害等を原因とする真珠母貝の生産金額の減少による損失等を補償する漁業共済への加入を推進します。また、災害等の結果、売上げが減少し資金繰りに支障が出た場合の低利率及び長期の運転資金の融通を推進します。

### 2 生産性及び品質向上の促進

真珠養殖業者や真珠母貝養殖業者により生産される真珠及び真珠母貝の歩留り及び品質の向上に資する実証のための取組を推進します。特に、真珠母貝



の安定生産が真珠養殖の生産性及び品質の向上において最も重要な要素の一つであることに鑑み、日本固有のアコヤ真珠の母貝安定生産の強化に資する取組を推進します。

また、真珠養殖地域内及び産地間の真珠養殖及び真珠母貝養殖に係る技術情報の交換を進め、真珠母貝、真珠細胞貝及び漁場環境の特性に応じた生産手法並びに知識の共有のための取組を推進します。

### 3 漁場の調査等

真珠及び真珠母貝の生産におけるリスク要因である有害赤潮、貧酸素水塊、水温変化等による被害を防止するため、漁場環境情報の収集や有害赤潮発生等予察技術の高度化を進め、漁場環境や有害赤潮発生等予察情報を真珠養殖業者、真珠母貝養殖業者等関係者に対して迅速に提供することを推進します。

また、漁場の維持又は改善の取組に資するため、漁場の水質及び底質等の長期的な環境情報の収集に努めます。

### 4 漁場の維持又は改善

真珠及び真珠母貝の生産におけるリスク要因を減退させ、更に安定した生産及び品質の向上を図るために、真珠養殖及び真珠母貝養殖の漁場が健全となるよう、アコヤガイ等の水産生物の生育環境を改善するためのヘドロの浚渫の他に藻場の造成など漁場の維持又は改善に資する漁場等の整備を推進します。

また、漁場改善計画に基づく漁場の維持又は改善の取組を推進します。

### 5 加工及び流通の高度化

三重県において生産及び加工されるアコヤ真珠並びに加工される南洋真珠について、国内外においてその高い品質に係る認知度を高めるよう取り組みます。

また、全国的な連携のもとで、品質表示に係る共通基準の策定並びに産地、生産加工履歴等の情報の収集及び整備に取り組みます。生産、加工及び流通の事業の連携強化を進めることにより、浜上げ入札会の効率的かつ効果的な運営を促進します。

### 6 輸出の促進

アジアを中心に新たに創出される需要を捉えながら真珠の更なる輸出拡大を図るため、オールジャパン体制で国が推進する国際的な真珠集積地及び輸出拠点としての機能強化に向けた施策に協力します。具体的には、真珠産業及び真珠に係る宝飾文化に関する情報の発信、真珠の高付加価値化の推進、

海外展開に向けたブランド形成の取組、国内外の市場及び消費に関する情報収集及び提供、海外見本市への参加促進、海外からのバイヤーの招へい等による商談の機会の創出等により、輸出を促進します。

#### 7 研究開発の推進等

真珠について、事業者、大学等は様々な知見を既に有していることから、本県の真珠産業の未来を見据え、国、事業者、大学等との連携による研究開発を推進し、真珠の生産性及び品質の向上並びに加工及び流通の高度化等を図ります。真珠は真珠生産者が育んだ自然環境に応じてアコヤガイが造り出す天然の宝石であること及び自然環境が変化に富むことに鑑み、生産者等の事業の実態をふまえつつ、優良な真珠母貝及び真珠細胞貝の安定生産の強化に資する研究開発を推進するとともに、特に耐病性のある真珠母貝育種等の喫緊の研究課題については優先的に推進します。

また、研究開発に係る連携強化の枠組みにおいて、赤変病のような病害の突発的な発生に対する備えを図るため、真珠生産に係る病害情報の共有のためのネットワークに参加するとともに、病害発生リスクを低減する取組の推進並びに真珠養殖産地間の真珠養殖業者及び真珠母貝養殖業者による技術情報の交換を進め、真珠母貝、真珠細胞貝及び漁場環境の特性に応じた生産手法及び知識の共有のための取組を促進します。

#### 8 人材の育成及び確保

挿核技術、真珠母貝、真珠細胞貝及び漁場環境の特性に応じた生産手法などの真珠養殖業における重要技術や知見が地域で伝承されるよう、人材育成を図るための取組を推進します。特に三重県の真珠生産の特徴である厘珠の生産技術が伝承されるよう取組を進めます。

また、真珠養殖地域における過疎化や真珠養殖業者の減少に鑑み、地域内における後継者や作業従事者の育成・確保及び他地域からの新規着業の促進に努めます。

さらに、地域内の真珠養殖業者が技術情報の交換を進め、真珠母貝、真珠細胞貝及び漁場環境の特性に応じた生産手法並びに知識を共有するための取組を推進しつつ、意欲のある人材の育成及び確保を図ります。

### 第4 真珠に係る宝飾文化の振興のための施策に関する事項

真珠が国民の生活に深く浸透し、国民の心豊かな生活の実現に重要な役割を担っていることについて、改めて真珠を身近なものと感じ、県民及び国民の認識を高めることが真珠に係る宝飾文化の振興に有意義であることに鑑み、我が

国における真珠の生産に関する歴史及び真珠と国民の生活文化との関連に係る知識の普及を図るため、真珠に係る宝飾文化の一つである冠婚葬祭、真珠婚式、東京オリンピック・パラリンピック等の公式な式典等における真珠の利用の促進に努めます。

また、真珠の干渉色、照り、巻き及び形といった真珠が固有に備える魅力並びに我が国の優れた生産技術及び加工技術が評価されることを基盤として日本の真珠のブランドが形成されていることをふまえ、真珠に係るこれらの情報を国内外に発信するため、日本農業遺産等の認定制度の活用など、情報発信の機能強化に努めます。

#### 第5 真珠の需要増進のための施策に関する事項

真珠の需要増進のため、真珠産業の各団体が連携して行うPR活動や品評会等の開催、三重ブランド等を活用したブランド力の強化のための取組を促進します。

また、真珠生産地域への国内外からの誘客拡大等に向けた異業種（観光業界等）との連携等を促進します。

さらに、国が推進する真珠の博覧会、展覧会、展示会、品評会等の開催、消費者ニーズをふまえた商品情報の共有、ブランドの維持のための検定の実施等に協力して取り組みます。そのほか、全国的及び国際的なイベント等における積極的な真珠の活用に努めます。

# 平成 28 年度包括外部監査結果に対する対応結果

平成 30 年 3 月

農林水産部

別添 4

平成 28 年度包括外部監査結果に対する対応結果

○ 三重県地方卸売市場（農産物安全・流通課）

- 1. 随意契約の採用について(指摘) ..... 1P
- 2. 市場交流人口の増加に対する取組について(意見) ..... 1P
- 3. 利用料金の減免基準について(意見) ..... 2P
- 4. 調理室改修工事の費用負担に対するその後の利用状況について(意見) ..... 2P
- 5. 会計処理について(意見) ..... 3P
- 6. 備品管理について(指摘) ..... 3P

○ 三重県農業大学校（担い手支援課）

- 1. 自動販売機設置場所の貸付について(意見) ..... 4P
- 2. 在籍者・修了者アンケートの実施について(意見) ..... 4P
- 3. 生産物売払収入の状況把握及び分析について(意見) ..... 5P
- 4. 求人状況の把握と開示について(意見) ..... 5P
- 5. 劇物の管理について(指摘) ..... 5P
- 6. 備品の管理について(指摘) ..... 5P
- 7. 長期修繕計画について(意見) ..... 6P
- 8. 危険物倉庫について(指摘) ..... 6P
- 9. 学生寮修繕について(指摘) ..... 6P

平成 28 年度 包括外部監査結果に対する対応結果

テーマ・区分・内容	対応結果	備考
I. 包括外部監査の意見及び指摘		
三重県地方卸売市場		
1. 随意契約の採用について（指摘）		
<p>平成 27 年度の委託契約のうち施設管理業務を対象に監査を実施した。                      稟議書を閲覧したところ、当該業務は社内規定に基づき随意契約が行われているが、誤った条項で稟議が行われていた。                      指定管理者によれば、当該業務においては現在の老朽化した施設やシステムに対応して業務を実施する必要があり、リスクが高いことから、過去からの業務経験を優先し、特命随意契約としているとのことであったが、特命随意契約とする理由について文書化されていなかった。                      今後は、他の業者が実施困難であることについて十分な根拠が示されているとはいえないため、より精緻な理由づけを行うよう留意されたい。</p>	<p>(みえ中央市場マネジメント (株))                      契約時の社内規定の参照誤りについては、稟議時に社内規定に基づき適切に手続きが行われるように文書責任者を設けるとともに、複数でチェックする体制に改めました。                      特命随意契約を実施する理由の文書化については、特命随意契約の必要性、合理性を判断する基準を社内規定に明文化し、指名競争入札に適さない業務の判断基準としました。その判断基準に沿った理由書を稟議書に添付するようにしています。</p>	<p>みえ中央市場                      マネジメント                      (株)</p>
2. 市場交流人口の増加に対する取組について（意見）		
<p>指定管理者は第 2 期の指定管理期間（平成 26～30 年度）において、「親しまれる市場づくり」として市場交流人口を年間 30,000 人以上とすることを成果目標の 1 つとして掲げているが、平成 26 年度と 27 年度の実績は、以下のとおり目標の 7 割程度にとどまっている。                      市場交流人数には、市場が一般開放される「にぎわい市場デー」における入場者のほか、場外イベントに参加した際の交流人数や市場ホームページの閲覧者数などを含んでいるが、にぎわい市場デーにおける入場者数は以下のとおりである。                      にぎわい市場デーの開催日に「いちば大学」を開催するなど入場者数の増加に努めているが、入場者数は低迷している。市場へ入場する人が減っているのならば、市場外のイベントに積極的に参加し、市場を PR する必要があると思われる。現在は年間 2 つの場外イベントに参加しているが、例えば県によるイベントに参加するなど、市場外で PR する機会を増やしていくように検討することが望ましい。</p>	<p>(みえ中央市場マネジメント (株))                      2 つの成果目標の達成に向けて、場外イベントへの参加や市場見学の受入れ等を促進した結果、平成 28 年度は交流人口 41,195 人、入場者数 12,270 人となり目標を達成しました。                      平成 29 年度についても、目標を達成する見込みです。</p>	<p>みえ中央市場                      マネジメント                      (株)</p>

なお、平成 28 年度においてはチラシの配布数を増やすなどの工夫により、にぎわい市場デーの入場者数は平成 27 年度よりも増加する見込みとのことである。

	目標人数	平成 26 年度	平成 27 年度
市場交流人口	30,000 人	21,190 人	21,114 人
入場者数	12,000 人	10,250 人	7,760 人

### 3. 利用料金の減免基準について（意見）

冷蔵庫・製氷施設については、市場開場時からの入居者が平成 24 年 12 月に撤退したことを受け、平成 25 年 1 月より A 社が入居している。需要縮小により A 社の経営存続が危機的な状況となったことから、平成 27 年度においては、以下のような経営支援が実施されている。

・ 冷蔵庫について

施設使用料の 50%を減免する。

・ 製氷施設について

指定管理者を委託者、A 社を受託者とする製氷施設運営事業の運営・維持管理委託契約を締結し、業務委託料を無償としたうえで施設管理手数料として月額 100 千円を徴収する。なお、営業努力によって得られる氷販売代金は、全て受託者の収益とする。

県施設の有効利用の観点からはやむを得ない状況ではあるものの、指定管理施設内の他の利用者との公平性を確保する点から、当該施設における費用も含めた A 社の収支のモニタリングにより継続的に経営状態を把握しておくことが望ましい。

今後も、指定管理者において当該施設の収支について確認することで、継続的に減免割合についての適切性及び妥当性を検証するとともに、指定管理者において冷蔵庫・製氷施設における事業リスクの全体を継続的に把握したうえで、減免割合見直しの必要性についての検証も実施することが望ましい。

(みえ中央市場マネジメント (株))

冷蔵庫・製氷施設が安定的に運営されることが必要であることから、運営主体の A 社の冷蔵庫・製氷施設部門の経営状況をモニタリングし、施設使用料の減免の必要性や減免の程度について毎年検証しています。

みえ中央市場  
マネジメント  
(株)

### 4. 調理室改修工事の費用負担に対するその後の利用状況について（意見）

指定管理者は、A 団体に対し、三重県地方卸売市場条例（以下、「条例」という）第 60 条 1 項、2 項に基づいて管理棟旧保健所検査室に入居を許可し、平成 27 年 6 月より入居することとなった。しかしながら、調理室は、営利を目的とした施設でないことから条例第 66 条の別表に管理棟利用料金の記載がなく、利用料金を徴収していなかった。また、A 団体の入居にあたり、料理教室実施のための改修工事およびその経費として、平成 27 年 4 月から 6 月にかけて 2,038 千円を支出し、負担していた。

(みえ中央市場マネジメント (株))

平成 29 年度については、にぎわい市場デーの開催日に合わせ、毎月料理教室を開催しています。更なる活用のため、買参人等に呼びかけ有効活用していきます。

みえ中央市場  
マネジメント  
(株)

<p>指定管理者は、市場ブランド商品の開発及び市場交流人口の増加による施設利用率の向上対策の一環として、非営利目的の大学等の高等教育機関に対する入居を促進し、A団体において月1回程度のイベント実施を予定していたが、当初想定より活用状況が進まず、平成27年度においては親子クッキング及び魚食リーダー研修会の計2回の開催に留まっていた。現在、A団体は、撤退していることから、指定管理者において調理室の有効利用を図り、改修工事の負担を上回る便益を得られるように稼働状況を向上させることが望ましい。</p>		
<p><b>5. 会計処理について（意見）</b></p>		
<p>卸売市場で店舗を構える卸売業者等に、指定管理者は電気や下水道を提供しているが、これらはメーターや電力会社からの請求に基づき実費で精算している。しかし、現状では指定管理者の収支報告上、卸売業者等から入金があった電気代と下水道代について、電気・水道料金負担金として平成27年度で約84百万円が収入に計上される一方、実際に電力会社等に支払った分については同額が水道光熱費として支出に計上されている。当該処理は電気代と下水道代の利用者への請求と供給元への支払いを別個に管理していることによる。指定管理者が利用料の収受の代行を行っている実態を反映し、指定管理者の商取引の規模を適正に把握するためにも、純額で収支報告を行うことが望ましい。</p>	<p>(みえ中央市場マネジメント(株)) 電気、下水道料金については、収受の代行業務であることから、経営規模を適正に示すために、平成28年度決算から、純額で収支報告するよう改めました。</p>	<p>みえ中央市場 マネジメント (株)</p>
<p><b>6. 備品管理について（指摘）</b></p>		
<p>備品の管理状況を確認するため、倉庫を確認したところ、県からの貸与備品と県有財産が混在した状態で雑然と置かれていた。内容を確認したところ、数年前に使用されたのち、ほこりがかぶった状態で保管されたままになっている県からの貸与備品であるサンプルケースと、使用されていないブラウン管テレビがあった。</p> <p>サンプルケースについて、高価であること、また現状では保管スペースに余裕があることから、これから使用する可能性が明確ではないものの、廃却には至っていないとのことであったが、そうであれば貸与備品の破損、汚損を避けるためにもカバーをかけるなどの措置をとるべきである。</p> <p>また、ブラウン管テレビについて、当初は県からの貸与備品として指定管理物件に計上されていたものであるが平成25年度に貸与備品から外れ県有財産になったものであった。明らかに使用されておらず、適時に廃却処理を行うべきである。</p> <p>備品の実在性を確認するという目的で、貸与備品リストから現物を確認することは毎年行われている。しかし、それだけでは十分とは言えず、リストの網羅性を担保するために現物が正確にリストに計上されているかを確認すること、補修の必要性の有無、実際に使っているのかの確認も合わせて行うべきである。</p>	<p>(みえ中央市場マネジメント(株)) 県と指定管理者との基本協定書に基づき定期的に現物の確認を行い、整理整頓に努めています。定期的な確認の際には、保管している備品の今後の使用の可能性や補修の必要性について確認し、適切に処理しています。</p> <p>(農林水産部) 県の備品として、保管されていたブラウン管テレビについては、廃棄処理しました。</p>	<p>みえ中央市場 マネジメント (株)</p> <p>農林水産部</p>



1. 自動販売機設置場所の貸付について（意見）

県は、三重県農業大学校研修棟の一部を自動販売機の設置場所として貸し付けている。契約期間は平成 26 年度より 3 年間であり、設置業者を一般競争入札により選定したことにより、行政財産の目的外使用の使用料を大きく上回る収入を得た。自動販売機を設置可能な場所は他にも存在するため、県は、自動販売機に対する学生のニーズや設置業者の参入意欲を調査することが望ましい。

（農林水産部）

既存の自動販売機 1 台を更新するために、一般競争入札を実施したところ、入札業者は 1 者しかなく、これまでと比べ、落札金額も 1 / 7 以下となり、設置業者の参入意欲は低い状況にあります。

また、学生への調査でも、増設希望の意見は少なく、今回、自動販売機の増設は見送ることとしました。

今後も、適宜、学生のニーズや業者の参入意欲の把握に努め、自動販売機の設置場所の貸付を適切に進めてまいります。

農林水産部

2. 在籍者・修了者アンケートの実施について（意見）

農業に関わる就業者数や社会環境によって左右されるために、受験者の増加は簡単ではないが、在籍者の意見の把握や活用については受験生と同じ目線における要望等であるためその有用性は高いと考えられる。この点、農業大学校では定期的な面談等を実施しているもののアンケート等による在籍者の意見の収集は実施していない。対応の範囲や方法については一度検討頂きたいが、今後の学校展開の方針もふまえ検討されたい。

（農林水産部）

学生の経歴や意欲は多様であり、満足度調査など全般的なアンケート調査だけでは生の声が集めにくいと考え、個別・具体的問題等について面談と併せ、アンケート調査を行うこととしました。

29 年度からのシラバスの改善に向け、平成 29 年 2 月に実施したアンケートや面談調査で在校生から要望があった、実習時の労働安全の強化を図るための刈払機取扱作業安全衛生教育講習の実施について、採用したところでは。

今後も、在校生や卒業生等へのアンケートなどにより得たニーズや要望事項などに的確に対応しながら、情報発信することで、受験生の確保に取り組んでいきます。

農林水産部

<p><b>3. 生産物売払収入の状況把握及び分析について（意見）</b></p> <p>農業大学校は農業に関わる就業支援を目的とした教育機関であり利益の追求が優先課題ではないが、その目的を達しつつ、同時に収入の拡大を図ることも重要な課題であると考えられる。この点農業大学校としても、利用可能な農産物資源及び人的資源を使用して収入増加を図っていることは評価されるべきである。生産量の大幅な増加は難しいと考えられることから、マーケティング手法をふまえた販売単価の増加もしくは販売方式の変更による人的負担の減少がめざすべき方向であると考えられる。今後は直売会をはじめ、マルシェ、農協販売、卸売市場販売等について年度単位等でのデータの集計・分析を行い、限られた生産物（資源）の有効活用を検討すべきである。</p>	<p>（農林水産部）</p> <p>マーケティング教育や品質向上による販売額の拡大につなげていくため、農産物の販売先や売り上げ等の情報を集計・分析し、直売等の単価設定や各販売先への出荷量の配分調整に生かしています。</p>	<p>農林水産部</p>
<p><b>4. 求人状況の把握と開示について（意見）</b></p> <p>農業大学校としては企業・団体からの求人票の受付を実施し、在籍者への紹介・斡旋等も実施しているが、求人票について総数は把握しているものの、企業別等の統計データを取っていない。各進路別の就業数とそれぞれに対応する求人数等の情報を開示等することで、受験者動機の向上に資するのではないかと考えられる。また、学校の就職支援に係る強み・弱みを把握するため、当該情報を農業大学校として持つことが望ましい。</p>	<p>（農林水産部）</p> <p>業態や業種別の求人数のデータを整理し、三重県農業大学校としての就職先の特徴の把握分析に生かしています。</p> <p>また、受験者の動機づけ向上につなげるため、ホームページ上に、年度別の進路状況や主な就業・就職先を公表（平成29年7月）しました。</p>	<p>農林水産部</p>
<p><b>5. 劇物の管理について（指摘）</b></p> <p>劇物の管理状況について確認を行った所、保管室の鍵の管理は厳密に実施されているものの、管理上、不十分な点が見受けられたため、今後は管理規程を設け、適切に実施して頂きたい。</p>	<p>（農林水産部）</p> <p>劇物の在庫管理については、平成29年1月に管理規程を設け、規程に従って適切な管理を行うとともに、年2回（9月末、3月末）管理状況を校長に報告しています。</p>	<p>農林水産部</p>
<p><b>6. 備品の管理について（指摘）</b></p> <p>①現物管理の状況について</p> <p>農業大学校においては、多数の備品を有しているが、棚卸を実施していない。</p> <p>また、現物確認時においては現物の状態にも留意し、物品標示票の貼り替え等は適切に実施する必要がある。校内においては県の保有物品の他に自治会の所有物品や在籍者個人の私物と思われる物品も複数存在していた。今後、三重県会計規則運用方針のとおり棚卸を実施する必要がある。</p>	<p>（農林水産部）</p> <p>①年2回の棚卸を実施することとして、平成29年2月に全校的な棚卸を実施し、古い備品等を整理したうえで、物品標示票の貼付漏れやはがれ等を適切に改善しました。</p> <p>なお、県有備品の保管場所に自治会や個人の所有物を放置しないよう、日常の管理を徹底しています。</p>	<p>農林水産部</p>

<p>②備品の廃棄処理について 備品の管理状況を確認している中で台帳上に存在しない資産が1点見受けられた。複数の職員は資産が存在することは認識していたものの、使用状況を明確に把握してはいなかった。現物確認を適切に実施する必要がある。また、資産管理に係る意識の改善についても留意すべきである。</p>	<p>②確認された廃棄備品については、平成29年2月に産廃業者に回収を依頼し、処理しました。 今後は、三重県会計規則運用方針に基づき、処分の徹底を図ってまいります。</p>	
<p><b>7. 長期修繕計画について（意見）</b></p>		
<p>①長期修繕計画の策定について 修繕計画については、当面对応すべき検討課題を担当者レベルで取りまとめているが、中長期的かつ網羅的な修繕計画が取りまとめられていない状況となっている。少なくとも、建物及び附属設備等の明細単位で過去の改修・修繕経過・必要性を把握しておくことが望ましい。また、予算要求については、計画との整合性を確保しておくことが望ましい。</p> <p>②ライフサイクルコストの算定の必要性について 建物について、ライフサイクルコストの算定に基づき建替を実施するか、あるいは修繕を実施するかについての経済性の検討が行われていない状況になっていた。農業学校特有の状況（花、農作物の24時間管理）をふまえて、農業関係機関全体で西山地区（研究、普及、教育）のビジョンを一元的に検討することが必要と考えられる。</p>	<p>（農林水産部） ①建物及び附属施設等の改修履歴等を把握し、平成29年6月に「施設整備・維持管理（修繕）計画」を策定しました。 今後は、同計画をふまえて修理の優先度を設定していきます。</p> <p>②厳しい県財政をふまえて、西山地区の農業関係機関が有する施設の整備や維持管理に係る計画、実績などを共有しながら、効率的かつ計画的な整備、改修等を図っていきます。</p>	<p>農林水産部</p>
<p><b>8. 危険物倉庫について（指摘）</b></p>		
<p>専攻実習で使用する燃料については、ドラム缶に入れて保存しているが、ドラム缶の容量について松阪市の条例に抵触していると指摘を受けている。現状は、規定どおりに運用しているが、条例に抵触している状態を早期に解消する必要がある。</p>	<p>（農林水産部） 200Lのドラム缶は平成29年1月12日に廃棄し、20Lの携行缶で対応することとしました。</p>	<p>農林水産部</p>
<p><b>9. 学生寮修繕について（指摘）</b></p>		
<p>学生寮の修繕については、一般会計の大規模臨時経費、特別修繕等で執行することができるが、県全体での優先度により、すべてを速やかに実施できる状況にないことから、学生自治会が施設維持会計を設けて、共用で使用する燃料、備品などの経費とともに小規模修繕の経費を負担している。県が執行すべきものと学生が負担すべきもののルールを明確にする必要がある。</p>	<p>（農林水産部） 県が執行すべきものと学生が負担すべきもののルール等について、平成29年4月に学校と学生自治会の間で、書面により学生寮施設・機器の維持管理（経費の負担区分）にかかる申し合わせを締結しました。</p>	<p>農林水産部</p>